



# 日本放送協会のインターネット活用業務の 競争評価に関する準備会合 「議論の整理」について

総務省情報流通行政局  
放送政策課

令和6年8月22日

公共放送ワーキンググループ（WG）の取りまとめ（令和5年10月18日）を踏まえ、総務省において、NHK、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設置し、メディアの多元性維持のための担保措置となる競争評価の仕組みについて議論するとともに、NHKによる原案の策定に向けた検討を促すもの。

## 公共放送ワーキンググループ取りまとめ概要（関連部分抜粋）

### 1. NHKの役割

- ① 放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献
- ② 放送の二元体制の枠組みの下で、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供

### 2. インターネット活用業務の在り方

#### (1) 必須業務化の是非と範囲

必須業務化は、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当するとして相応の費用負担を求め、継続的・安定的に放送番組の同時・見逃し配信を全国において提供することを意味する。1. のNHKの役割を踏まえ、少なくとも地上波テレビ放送を必須業務とすべき。

#### (2) 必須業務として配信すべき情報の範囲

- ① 放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれないよう、その範囲は限定的に画定されるべき。（現在の理解増進情報は廃止）
- ② 制度化に当たっては、放送番組と同一の内容を基本としつつ、
  - i. 国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、
  - ii. 放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することとし、その旨放送法に定性的に規定すべき。

#### (3) メディアの多元性を維持するための担保措置

- ① 担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、
- ② その評価・検証を、NHK以外の第三者機関（電波監理審議会等）が、業務を開始する前など適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施する仕組みとすべき。

#### 【当面取り組むべき事項】

NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきである。

## 1. 概要

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会の下で開催された公共放送ワーキンググループの取りまとめ(令和5年10月18日)「3. NHKのインターネット活用業務の在り方」を踏まえ、日本放送協会(NHK)のインターネット活用業務が必須業務化された場合における、インターネットを通じたテキスト情報等の配信に関し、民間放送事業者等との公正な競争環境を確保するために実施する競争評価の仕組みが円滑に機能するよう、NHKによる検討や、NHK及び民間放送事業者等の関係者による議論を促すもの。

## 2. 主な検討項目

- (1) NHKのインターネット活用業務が必須業務化された場合における、インターネットを通じた情報等の配信に関する競争評価の枠組み(競争評価の体制・プロセス等)
- (2) NHKのインターネット活用業務が必須業務化された場合における、その具体的な範囲や提供条件に係る基本的な考え方及びNHKが策定する原案に関する事項

## 3 構成員

有識者	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
日本放送協会		
一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会		
一般社団法人日本民間放送連盟		
総務省		

# 競争評価プロセスの全体像

## NHKにおけるプロセス

①業務規程を策定・公表  
(第20条の4第1項)  
経営委員会での議決  
(第29条第1項第1号ヨ)

- ・番組関連情報配信業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、業務規程を定め、総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ・変更しようとするときも同様。
- ・業務規程は、経営委員会の議決事項

①実施状況进行评估  
(第20条の4第4項)

- ・NHKは、少なくとも3年ごとに、番組関連情報配信業務の実施状況について評価。
- ・その結果を総務大臣に報告。
- ・NHKは、必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。

②業務規程の届出  
(第20条の4第1項)

②評価結果報告  
(第20条の4第4項)

変更の勧告(業務規程が法第20条の4第2項各号に適合しない場合等)  
(第20条の4第6項)

変更の命令(変更の勧告に、正当な理由なく変更しない場合等)  
(第20条の4第7項)

※上記勧告・命令を行う場合は、電波監理審議会への諮問が必要。  
(第177条第1項第2号)

## 総務省におけるプロセス

NHK から業務規程の届出・評価結果の報告があったときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

総務省

③・③意見聴取  
(第20条の4第5項)

④検証結果をNHK予算の大臣意見として諮問  
(第177条第1項第3号)

⑤答申

検証会議(仮)  
学識経験者  
利害関係者

電波監理  
審議会

⑥NHK予算に意見を付して提出  
(第70条第2項)

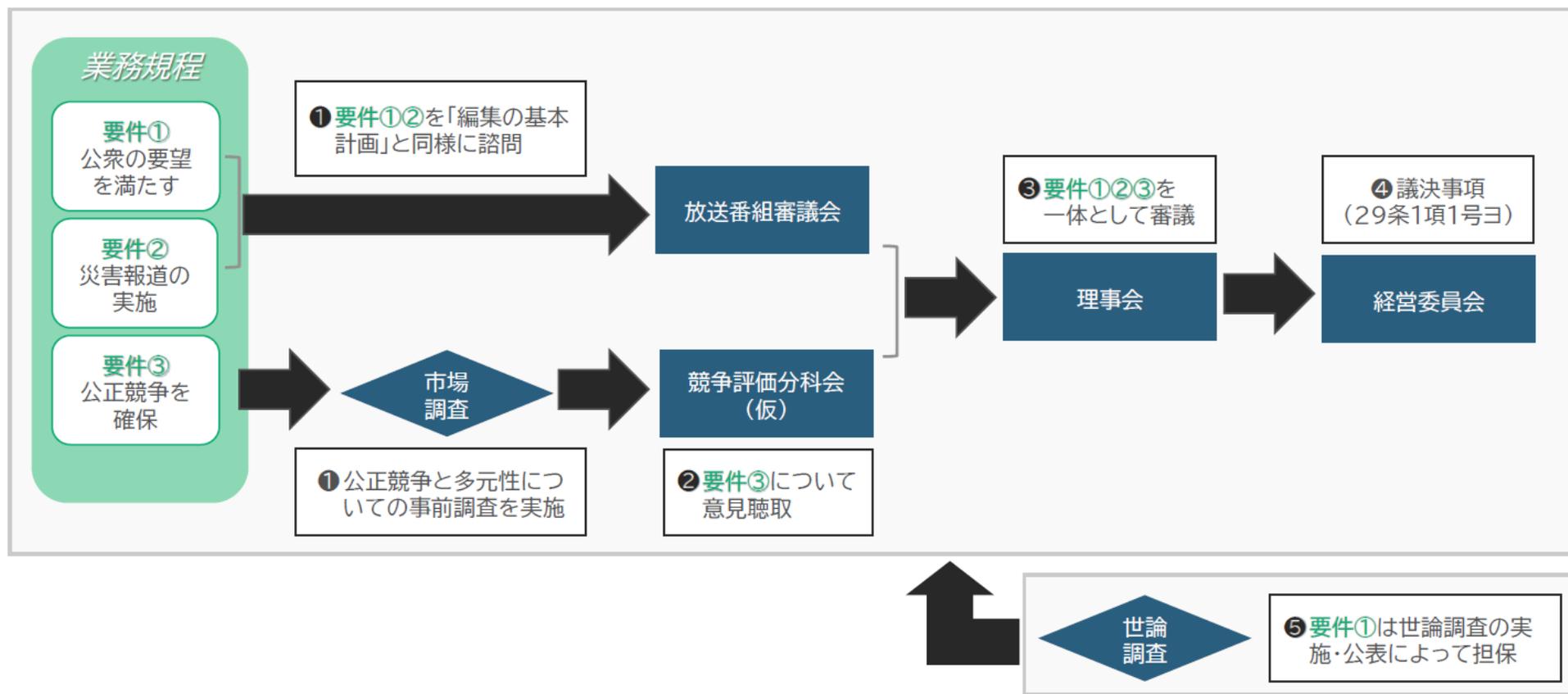
国会

※ 図内の条項は、改正放送法に基づく条項。

# NHKにおける 競争評価プロセスのイメージ

準備会合で示されたNHKの競争評価のプロセス全体の流れは、以下のとおり。

「業務規程」が、要件①②③についてそれぞれ適合しているか、経営委員会で審議・決定する



## 1 基本的な評価方法・コンセプト

### (1) 改正放送法第20条の4第2項第1号及び第2号への対応

- 「番組関連情報編集方針(仮)」を策定し、放送番組審議会に諮問し、答申を得る。
  - 「番組関連情報編集方針(仮)」:業務規程のコアとなるもの、番組関連情報の中身を示したもの。
  - 放送番組の編集・編成計画と整合することで、「放送番組の編集上必要な資料で構成されるもの」という番組関連情報の性質を担保。
  - 放送コンテンツと配信コンテンツの編集方針の決定を同じプロセスで設計することが重要。

#### 要件①②

- ✓ 放送番組の編集・編成計画と整合することで「放送番組の編集上必要な資料で構成されるもの」という番組関連情報の性質を担保する
- ✓ 放送コンテンツと配信コンテンツの編集方針の決定を、同じプロセスで設計することが重要である

放送番組における放送番組審議会の機能を念頭に、配信コンテンツについても同等の仕組みで対応する

- NHKは、「番組関連情報編集方針(仮)」を策定し、放送番組における「放送番組の編集に関する基本計画」の策定プロセスに準じて、放送番組審議会に諮問し、答申を得る。
- 要件①「公衆の要望」については、放送と同様に、世論調査等の実施により把握し、担保していく考え。

#### 放送番組審議会 ※法6条、82条

- 放送番組審議会は、放送事業者の自主自律を基本とする放送番組の適正向上の客観性、妥当性を確保するため、放送事業者に意見を述べるができる。
  - ✓ 番組改定、番組の種別など、放送番組に関する基本的事項についての審議
  - ✓ 放送番組全般についての意見交換
  - ✓ 放送番組モニターや視聴者意向の報告に基づく議論
- NHKの中央審議会及び国際審議会の委員…経営委員会の同意を得て会長が委嘱した学識経験者

#### 世論調査 ※法81条

- 公衆の要望を把握し、これに応じた放送番組を制作していくための一つの方法として、全国個人視聴率調査などの定期的、科学的な世論調査を実施している。

## 1 基本的な評価方法・コンセプト

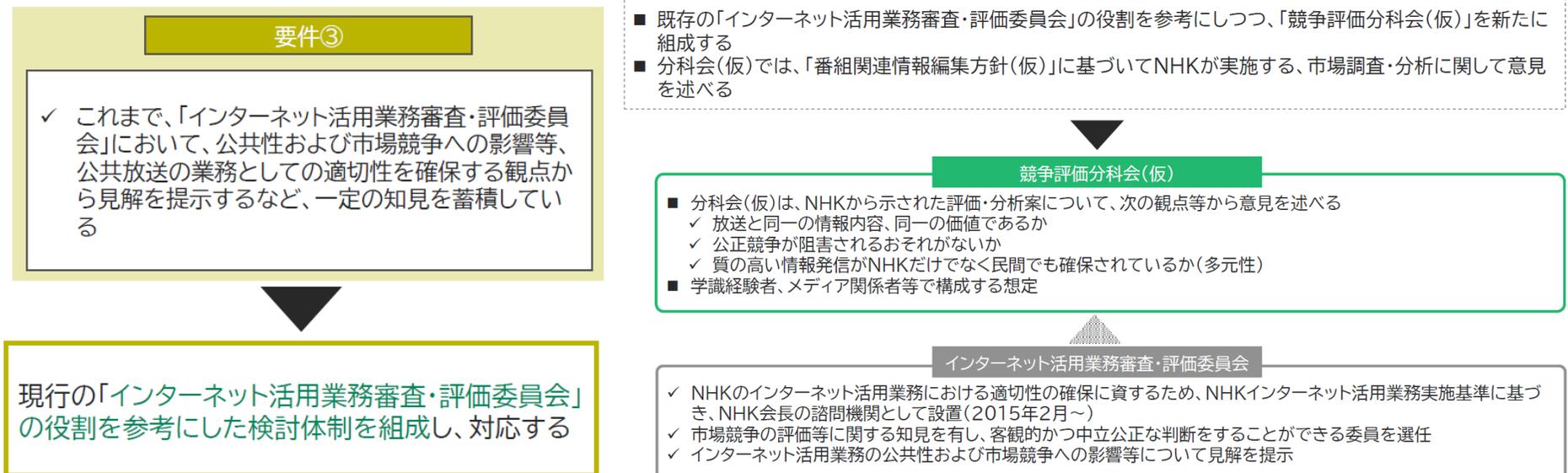
### (2) 改正放送法第20条の4第2項第3号への対応

○ 「競争評価分科会(仮)」(以下「分科会」という。)では、NHKの市場調査・分析案について、「放送と同一の情報内容、同一価値であるか」「公正競争」「多元性」の観点等意見を述べる。

- 分科会の体制：学識経験者、メディア関係者による構成を想定。
- 市場調査：想定されるサービスイメージを提示し、一定のサービスを想起できる形で実施。  
「地方」のことも考慮する。
- 調査・分析：評価可能な単位で実施。

市場調査の分析結果を分科会に示し、公正競争について定性的・定量的に判断する。

- 同時配信、見逃し配信を含め、インターネットサービスの全体像も示す。



## 【準備会合での議論】

- 公正競争というのは、非常に幅のある概念で、何をもちて公正競争に対する損害ということは、関係者間で意見が一致しておらず、専門家の間でもかなり議論の振幅があると思う。例えばNHKのライバル事業者、あるいはそう目される事業者からすると、こういったNHKの今回の一連の本来業務によって、自分たちが競争上の損害を受けることを言うかもしれない。しかし、それは競争の保護ではなく競争者の保護になってしまうおそれもあり、公正競争というラッピングに包まれる懸念もある。だとすると、この評価は、もちろん公正競争が一番上にメタ概念としてあるが、できる限り評価の軸としては、関係者間で意見が非常に一致している、中身として分かりやすい明確な基準を立てるべきではないか。（林構成員 第6回）
- データが入手できることを前提に、まずは放送類似のジャンルとして、ニュースや、エンターテインメント、ドラマ、教育などいろいろあるが、そういう放送類似のジャンルに着目した区分で、暫定的にシェアや集中度などを算定する。これはマーケティング会社が区分しているが、放送は番組ごとにかなり効用が異なるため、ニュース、エンタメ、ドラマといっても、視聴者への効用が全く違うため、そこは代替性もないということでもあり、市場画定の考え方からしても、これは説明がつくだろう。（林構成員 第6回）
- Ofcomが、「Measuring media plurality」（メディアの多元性を測定する）という報告書を出しており、ニュースソースの利用可能性、視聴者が利用できるニュースソースの数がどれくらいあるかを計測したり、ニュースソースを利用できる人数、利用頻度という、そのニュース全体の消費量をどう考えるかを検討している。そこには、ニュースソースへのアクセス、プラットフォーム別とプラットフォーム全体の合計のアクセス数、それが全ニュース消費に占める割合など計測して、そのニュースの影響力も測定しているので、Ofcomの先行的な報告書などを参考にして、日本においても使えるところを参考指標として使って、メディアの多元性を日本においてどう考えるかの指標にすればいいのではないか。（林構成員 第6回）
- 一般の市場競争の調査については、一般の競争法的な枠組みで、また、多元性、ジャーナリズムの競争については、視聴者にとって基本情報の入手可能性など、選択肢の確保、このような視点で、それぞれ行うのではないかと考えております。林構成員が先ほど言及されておりました、イギリスのOfcomの多元性調査の手法なども参考にしていきたい。（日本放送協会 前田構成員 第6回）
- 全国評価だけだと不十分で、各地方におけるローカルメディア・ニュースの多元性の確保も重要ではないか、との指摘は何かNHKでも、できる範囲でどういうものを評価できるのか考えていただきたい。（落合構成員 第6回）
- 競争評価分科会（仮）の前に市場調査を実施し、これを分科会（仮）に示す形になっている。この市場調査の中身、どういう質問をして、どういう方法を採用かが非常に重要。基本情報の入手可能性という点からも、ここに地域、地方のジャーナリズムという観点を含めることが重要。時間的な余裕がなく、細かいところはお任せするところもあると思うが、競争評価分科会（仮）を開催する前に市場調査を実施するのであれば、どういう形でやるのかという大枠や基本的な考え方などは事前にお示しいただき、日本新聞協会メディア開発委員会や有識者の意見も入れ込んだ上で市場調査を実施していただきたい。（日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員 第6回）
- 地域のことは考慮した調査をしてまいりたいと思う。（日本放送協会 前田構成員 第6回）

## 2 業務規程の内容案(コンセプト、資料案)

### 業務規程のイメージ

- 番組関連情報配信業務の「種類・内容・実施方法」、要件への適合状況、開始後の評価の実施方法等で構成。
- 総務省の検証会議(仮)においては、「業務規程の内容」「各サービスのイメージ」「市場調査の結果」「費用に関する事項」に加え、「放送と同一の情報内容、同一の価値であるか」の説明も行う。

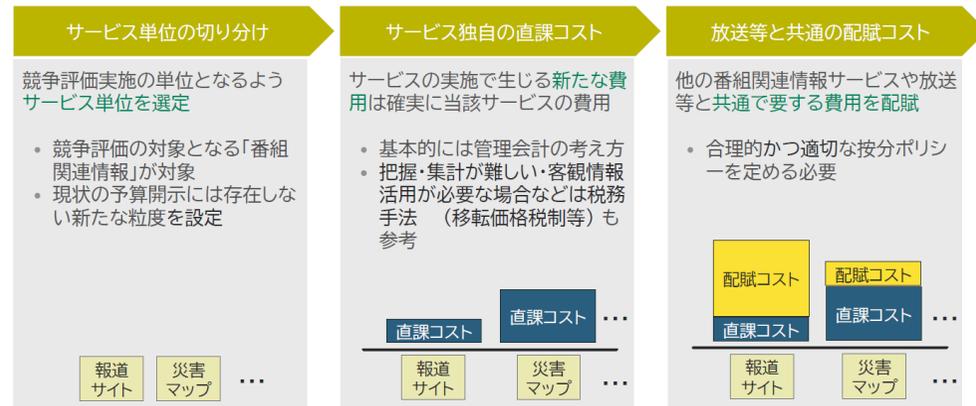
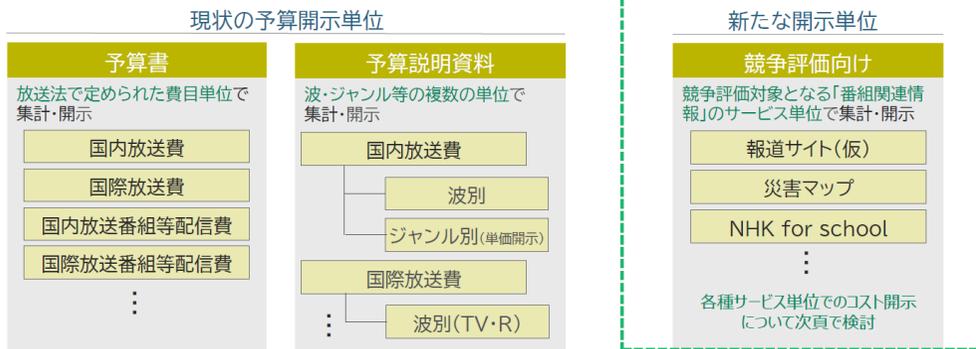
- 番組関連情報配信業務の「種類」「内容」「実施方法」について記載
  - ・ これまでご説明してきた「報道サイト(仮)」「NHK for school」といったサービスイメージと一致するよう記載する
  - ・ 放送番組と番組関連情報を合わせて提供する場合も含め、「評価可能な単位」(8ページ)を示す
- 要件①②③に適合する旨の記載
  - ・ 要件①②について、番組審議会の答申を得て適合を確認していること
  - ・ 要件③について、▼放送と同一の情報内容、同一の価値であるか、▼公正競争が阻害されるおそれがないか、▼質の高い情報発信がNHKだけでなく民間でも確保されているか(多元性)について、市場調査を実施し、「競争評価分科会(仮)」の意見聴取を経て、適合を確認していること
- 評価の実施方法（少なくとも3年ごとに総務大臣に報告することが法定される）
  - ・ 要件①②③の観点から評価を行う方法など

※ 総務省において実施される「検証会議(仮)」においては、次の点についてご説明(準備会合でのご意見を踏まえて検討)  
▼業務規程の内容、▼各サービスのイメージ、▼市場調査の結果、▼費用に関する事項(後述)

- 競争評価に向けた費用集計と開示の考え方に関し、準備会合で指摘された主な事項
  - 費用の規模の変化を捉え、競争評価に資するため、業務規程では一定の粒度での記載を要する。
  - 配賦基準は一貫性、継続的な実施が重要。まずはNHKで合理的な基準を検討し、検証会議(仮)において説明がなされるべきもの。

■ NHKの予算承認は、国会で行われる(1月経営委員会議決、年度内審議)。  
 ■ 一方で、競争評価が可能になるよう、番組関連情報については、サービス単位でのコストの集計・開示を想定。  
 ■ 上記のように、タイミングや表示方法が異なることを踏まえた仕組みが必要(メンバー限り・非開示のものもあり得る)。  
 ■ 現在、「予算・事業計画」は、放送法で定められた「予算書」とそれを補足する「予算説明資料」で、異なる切り口でのコストの集計・開示を行っており、このような形を想定。

■ 競争評価で各種サービスのコスト・価値創出の評価をするため、合理的にコストを振り分ける。  
 ■ 予算全体の金額確定に先行するという限界があるので、直課コスト・配賦コストの二段階でサービス単位のコストを集計。



日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合第6回 資料6-2 P11・P13 抜粋

## 【準備会合での議論】

- 費用の点について、ネット必須業務化を見据え、公共メディアとして、今、偽・誤情報が猖獗を極めてい中で、健全な情報空間の確立・維持に向けて、公共メディアとして、どんな費用が必要で、それをどういった形でしっかり国民や視聴者に熱意を持って説明していく努力が今以上に求められているのではないか。(林構成員 第6回)
- 配賦は、外から決めることはあまりできないところがあるため、NHKから提案することが重要。単純にこういう金額になったというだけでなく、こういう考え方でこの配賦基準が合理的だと考えたという点も併せて説明することが適切ではないか。配賦基準については、できる限り同じような計算の仕方で、改めて評価のタイミングがある場合には比較検証できることが望ましいだろうと思う。そういう意味では、できる限り一貫性を持たせることが重要ではないか。ただ他方で、いろいろな配信、インターネット配信業務の中でも、これはやめる、これは新しく行うなどの変化は出てくると思うので、変化することを許容しないということではないと思うが、配賦基準を変化させるときには、相応の合理的説明をし、配賦計算の変更を認めていくという進め方をしていくことも、数値評価の中ではかなり重要ではないか。(落合構成員 第6回)

# 総務省における 競争評価プロセスのイメージ

## 1 検証会議（仮）の概要

### (1) 目的

- 「メディアの多元性」を確保する等の観点から、NHKが実施する番組関連情報配信業務等のインターネット配信業務について、流通経路の確認を含めて公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されているか等を一体的に検証するとともに、改正放送法第20条の4第5項の規定に基づき、業務規程の内容が同条第2項第3号の規定（公正な競争の確保）に適合しているかどうかについて、構成員である学識経験者及び利害関係者からの意見を聴取する。
- その他、必要に応じ、放送関連市場に関する調査などを行う。

### (2) 開催時期

- NHKから番組関連情報配信業務に係る業務規程の届出があったとき
- NHKにより同業務の実施状況の評価に係る報告が行われたとき
- その他、必要に応じて開催。

### (3) 構成員

- 学識経験者（情報通信法、競争政策、消費者政策等に関する有識者を想定）
  - 利害関係者（民間放送事業者、新聞社・通信社を想定）
  - NHK（業務規程の説明等のため）
- } 意見聴取の対象

※ 独立性や専門性を確保しつつ、本準備会合からの継続性を考慮し、構成。

### (4) 議事の取扱い

- 検証会議（仮）は、原則として公開する。
- 検証会議（仮）で使用した資料は、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。

## 1 検証会議（仮）の概要

### 【準備会合での議論】

- 今回の放送市場検証会議というのを想定するのであれば、今回の準備会合のように、幅広い関係者、まさに放送事業者にお集まりいただいて議論することが望ましいので、そのお座敷としては、法定欠格事由が電波法上定められているということの趣旨に鑑みますと、電監審の下に直結した形でぶら下がった形での競争評価というのはむしろ避けたほうがよいのではないかと。むしろ、ここにお集まりの関係者が参加して自由闊達に御議論いただくということを優先事項として考えるべきではないかと。（第1回 林構成員）
- 総務省の検討会議の体制において、専門性もしくは継続性の点も非常に重要。検証会議のメンバーと電監審の委員の先生方との重複は避けたほうがいい。検証会議においても、この準備会合と同様、民放連や新聞協会メディア開発委員会の関係者がオブザーバーではなくて構成員としてしっかり入って発言する機会が持てるようにしていただきたい。（日本民間放送連盟 里構成員 第5回）
- 継続性の観点から、我々関係事業者ということはもちろんだが、有識者についても、この点を踏まえて、お願いしたい。（日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員 第5回）
- インターネット上で配信するテキスト情報等の競争評価を行うに当たっては、そのサービスが市場動向に与える影響などを検証することも必要。これには、評価を行った時点のシェアや影響だけではなく、マーケットの変化、市場参加者の行動に加え、市場を取り巻く環境の変化を中長期的な時間軸で検証していくことが重要。（落合構成員 第2回）
- 今回の競争評価の実施において、臨時的な評価・検証も可能とするべきかどうか、定期とするかということがある。この点については、法令上の定期評価というのは一定の年限が決まっていますということであるが、これまでの様々な議論の経緯などを鑑みると、放送事業者や新聞等の方々もいろいろ心配をされている中でもあり、柔軟にある程度開催をし得るような形にしておいたほうがより適切な対応ができるのではないかと。（落合構成員 第5回）
- 常設会議という形にしておくことによって、問題がある場合に検証ができるような形にしておくことは重要。（落合構成員 第5回）
- いろいろな視点からの競争評価が大切。契約者としての立場からどう見ていくのかという視点を、それぞれの人たちが様々な立場できちんと考えをつかっていかないと混乱してしまうため、この仕組みで何を目的にしているのか、分かりやすい説明をぜひ総務省でしていただきたい。（長田構成員 第5回）
- 競争評価分科会（仮）と総務省の検証会議（仮）で、結論や評価が違うこともあり得べしと思う。検証会議（仮）が、競争評価分科会（仮）の追認機関的なものになってはいけないと思うので、検証会議（仮）でしっかり検証・検討を行っていただきたい。これは検証会議（仮）の設計に当たっての要望。（林構成員 第6回）
- 初めての評価は、なかなか難しいものになるのではないかと。いろいろ努力をされたものをより手直しをしながら評価していきつつ、いろんな声を取り入れながら、ずっと変化していくものというところから始めることが一番良いのではないかと。（長田構成員 第6回）

## 2 検証の対象とする業務(スコープ)

○ 検証会議(仮)においては、以下の業務を検証の対象とすることとする。

- ① 改正放送法第20条の4の業務規程に定められる番組関連情報配信業務
- ② (①の検証を目的として)

必須業務に附帯する業務のうち、インターネットを活用するもの

- なお、本準備会合において、番組関連情報配信業務についての競争評価に当たり、視聴者の視聴プロセス（情報の流通経路）を一体的に評価すべきとの意見があったこと及び改正放送法第20条の4第2項第3号の規定（公正な競争の確保）の趣旨を踏まえ、NHKの判断と責任において、視聴者の視聴プロセスの一端を構成する上述のような附帯的な業務についても透明性が確保されるよう、番組関連情報配信業務の範囲が適切であるか事後的に確認できる仕組みや番組関連情報の流通経路の概要等を明らかにするなど、業務規程に適切に記載することが求められる。
- また、総務省においては、①と②の一体的な評価・検証が可能とすべく、NHKから必要な情報が得られるような制度整備・運用に努めることとする。

## 2 検証の対象とする業務(スコープ)

### 【準備会合での議論】

- 競争評価の対象は、どういった情報を流すかだけでなく、その情報がどういった流通経路で流されるかの検討も競争評価の上で重要。流通経路の問題も「競争評価」に含めるべき。(林構成員 第3回)
- NHKの現行の理解増進情報については、今は原則として例えばヤフー等のポータルサイトのようなプラットフォームに配信されていないが、将来どうなるか分からない。今の理解増進情報のようなものが主要ポータルサイトに配信されるとことになると、ユーザーアクセス、いわゆるPVは増加するとも考えられるため、そういった「しみ出す部分」について、今回の放送法改正では番組関連情報の配信ができることとなったが、その情報がどういった流通経路で流れるのかの検討も競争評価の上では重要。もし、プラットフォーム経由で配信される流通経路が一旦確立すると、市場競争への影響は無視できないため、今後この点を含めて競争評価していくべき。(林構成員 第5回)
- 「しみ出す」という表現をした試行的配信の部分も含めて、競争評価・検証の射程は広めに取っておくのが良い。(林構成員 第5回)
- 必ずしも競争評価そのものではないように思うが、基本的には必須業務の点が主要なコンテンツ配信になるのであろうが、一方で、任意業務についても、国民のほうから見ていった場合に、全体としては1つのプロセスになる。また、どちらかというところにおける競争環境としてどうなのかと御懸念をされている民放や新聞等の方々からすると、当然ながら任意業務と言われるところも、法律上の位置づけはさることながら、社会実態的には一連の要素があるような取組になってくるので、こういった一連のプロセスを併せて競争評価において見ていくということが重要。(落合構成員 第5回)
- 競争評価をすり抜ける抜け道に任意業務がなってしまうのは非常によくはないが、法律で決まっていることもあるため、法律のことは法律だが、検証会議の役割や、検討の射程は広めに取ることは大賛成。ぜひ広めに取っていただきたい。(堀木構成員 第5回)
- ごく一般的なデジタルメディアについて言及すると、NHKプラスのような自社プラットフォームに視聴者を連れてくるためには、インスタグラム、X、LINEといったソーシャルメディアにある一部分を切り出して誘導するのがごく一般的で、当然NHKは実施されることと思うが、否定するものでもない。(日本民間放送連盟 八田構成員 第5回)
- 「しみ出した」と呼ばれているサードパーティーにおける配信は、ぜひ競争評価の枠組みでも議論の俎上に上げていただきたい。(日本民間放送連盟 八田構成員 第5回)
- NHKがこれまで説明されてきたとおり、放送とネットは同一ということは、今後の評価プロセスあるいは検証会議の中でも極めて重要な視点。(日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員 第5回)

## 3 評価の進め方

（NHKにおける競争評価プロセス）

- NHKは、業務規程の策定に当たり、実施しようとする番組関連情報配信業務等が、「メディアの多元性」の確保等の観点を含め、放送事業者等が実施する配信の事業等との公正な競争が確保されるものかどうか、改正放送法第20条の4第2項第3号の規定を踏まえ、自らの判断と責任において評価・検証を行う。

（検証会議（仮）における競争評価プロセス）

- 検証会議（仮）では、NHKにおける競争評価プロセスで行われた、「競争評価の手順」「その根拠となる情報（エビデンス）」「評価の結果等の妥当性」等について検証した上で、改正放送法第20条の4第2項第3号との適合性に関し、構成員からの意見を取りまとめる。

### 【準備会合での議論】

- 従前の議論からも、基本的にはNHKが一度実施をして、それをさらにレビューをしていく形で議論をしてきたと思っている。新たに必ずしも競争評価を行うものではなく、NHKの競争評価の結果の妥当性を検証していく形になるのではないか。（落合構成員 第5回）
- エビデンスに基づくというか、検証可能な形でというか、あるいは、できるだけ定量的に評価できる形で努力していくことが大事。ただ、定量化といっても、なかなかそこは定量的な指標だけで評価することは難しいため、定量的な評価と定性的な評価がハイブリッドでなされて検討されていくことが必要。指標は、NHKで今後検討されていくのだろう。（林構成員 第5回）

## 4 検証の基本的な考え方(公正な競争・「メディアの多元性」)

- 検証会議(仮)では、業務規程の内容等に基づき、以下の観点から検証を行う。
  - ・ 「競争評価の手順」、「その根拠となる情報(エビデンス)」、「評価の結果等の妥当性」等について検討し、当該配信業務の実施による公正な競争への影響の有無(及び公正な競争の確保に支障が生じると考えられる場合における対応)等を検証する。
  - ・ 特に当該配信業務が地域メディアを含む「メディアの多元性」(※1)に影響を及ぼしうる場合は、受け手である国民が多様な情報に触れられる状態にあり、また、民主主義において重要な価値を持つジャーナリズムを実践するメディア間の公正な競争が行われる環境を確保する観点から、検証を行う。

(災害関連情報等の公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報を配信する業務については、改正放送法第20条の4第2項第2号の規定を考慮した上で、評価を行う。)

※1 「メディアの多元性」について、公共放送ワーキンググループ(公共放送WG)では、「公共放送と民間放送との併存による二元体制に加え、国民の知る権利を充足するためのメディアとして位置付けられる新聞社・通信社等とも共存・競争する状態を指す言葉」として用いており(公共放送ワーキンググループ取りまとめ(令和5年10月18日))、準備会合では、この考え方を前提として議論を行っている。

- 検証に当たっては、NHKにおいて実施した当該配信業務に関する経済的な観点からの評価(競争法の枠組みを用いた評価など)及び「メディアの多元性」の観点からの評価を踏まえて実施する。その際には、当該配信業務の費用の規模(※2)のほか、当該業務に係る市場の考え方(影響の有無を検討した他の事業者・サービス、想定する主な利用者層等)、「放送と同一の情報内容、同一の価値であるか」(※3)どうかを考慮する。

※2 費用の規模が大きく変わるのであれば、当該配信業務による市場への影響の程度が変わる可能性があることから、業務規程の評価の指標の一つとして変更届出を通じて競争評価プロセスを義務づける。このため、NHKは、業務規程に競争評価の指標として費用の規模が把握できる程度の内容を記載することが適当である。(費用の透明性の観点では、競争評価とは別にNHK予算の国会承認プロセス等に基づき担保されるものであることを踏まえ、業務規程においては、厳密・詳細な記載を求めない。)

なお、競争評価のプロセスとNHK予算のプロセスは、それぞれ費用・予算の表示方法やタイミングが異なる点には留意が必要である。

※3 NHKは、業務規程の策定に当たり、このような観点を含めて評価・検証することとしている。

## 4 検証の基本的な考え方(公正な競争・「メディアの多元性」)

### 【準備会合での議論】

- 質の高い情報発信源がNHKだけではなくて民間でもしっかり確保されている状態になり、メディアの多元性をどう確保していくのか、ということを対象として議論をしていくことが非常に重要ではないか。(落合構成員 第3回)
- 「メディアの多元性」が何を指すかについて、民放連及び日本新聞協会に聞いた結果)共通項としてくれそうなところは、やはり取材、制作の体制がしっかりあるプロであるということとしました。プロとは何なのか、プロの範囲がどこなのかという、またここにおられない方もプロなのであるということもあるかもしれません。少し具体化された部分もあると思う。(落合構成員 第4回)
- プラットフォーム、実際にはネット空間を含めて考えると、必ずしもメディアの方が発信したのがそのままというわけではなく、プラットフォームを通じてということも多くある。メディアの多元性だけではなくて、もう少し高次元な、情報空間の健全性みたいなものは、独禁法による公取の審査というのと、また、プラットフォームに対して情報空間の維持の観点でどうするかというのは、また別に議論があるような状況だと思う。(落合構成員 第4回)
- メディア市場の競争評価をする場合には、メディアの多元性を評価するときに特有の考慮は必要で、競争法の枠組みそのままでも、うまく機能しないというのはそのとおりだと思うが、教育事業等、メディア以外の分野の競争評価については、依然として競争法上の枠組みというのは有効だと思う。メディア、報道と、それ以外とを分けて、ある種二層建てで競争評価していくということが重要。(林構成員 第4回)
- メディアの多元性確保という目的と併せて、いわゆる競争法の文脈で出てくるような経済的な競争の文脈もあるため、これまでNHKにおいても蓄積があり、しっかり積み重ねていっていきことも併せて大事。(林構成員 第5回)
- メディアの多元性における競争の保護というのは、結果としての競争の保護ではなく、競い合いそれ自体の保護、すなわち、独立した多数の情報源が競い合うこと自体を保護する。それによって、健全な言論市場が確保されると、広く情報が自由に流通されて、受け手である国民の適正な情報を受ける権利が保障されることがジャーナリズム上の競争だと思う。(林構成員 第4回)
- 1つは、メディアの多元性確保、もう1つは、視聴者あるいはユーザーの、今の言葉を借りれば情報的健康にどれだけ寄与できるのかが大事。例えば、視聴者の、あるいはユーザーのアンケート調査を活用するとかということも考えられる。(林構成員 第5回)
- 視聴者の情報的健康への寄与だけではなく、視聴者、ユーザーの利便性への寄与についてもしっかり評価の対象にしていきたい。(林構成員 第5回)
- もともと重要だと思って放送に関して関わっている点としては、やはりローカルメディアの地域情報や情報発信がしっかり増加していく形になること。(落合構成員 第5回)

## 4 検証の基本的な考え方（公正な競争・メディアの多元性）

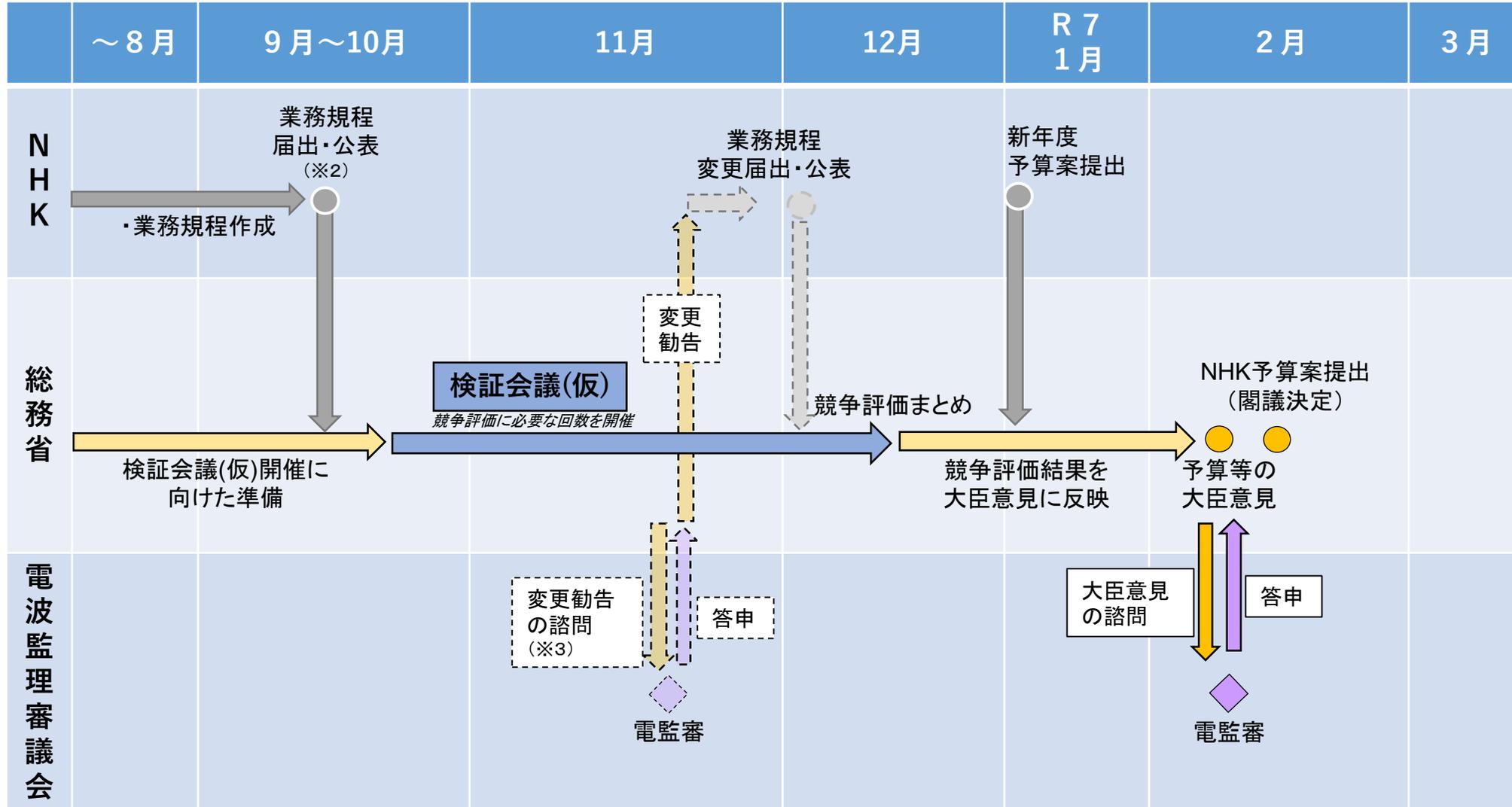
### 【準備会合での議論】

- 業務規程の記載事項としてどの程度の粒度として記載するのか。あるいは、その点と関わるが透明性をどういった形で確保するのか。すなわち予算書とか決算書にどの程度書くかが論点になってくる。少なくとも業務内容に応じて個別にかかる費用が毎年度出てくるというときに、費用規模が大きく変わってくるのであれば、そのたびごとに競争評価の検証会議のプロセスを義務づけていくということが必要。（林構成員 第5回）
- 評価プロセスにおいて、基本的にはいつでも検証会議を開き得る状況にしておくという中ではある。必須業務のトリガーになる部分、すなわち業務規程の変更が必要になるタイミングをどのように見ていくのかを論点として提示されている中で、幾つか要素がある。従前も費用などについても準備会合の概要で資料にも出ていたが、全体として、費用については、NHK自体に売上げそのものがあるわけではない中で、どのようにこれを評価していくのかは、フレームワークとしてできる限り競争法の話を見ていくこともありつつも、一様に、売上げや、費用だけを見ていくことも難しいかもしれない。一方で、どこにトリガーを引くかは、費用については、NHKがそこに新しい事業をしようと注力している可能性があるということを推測し得る重要な間接事実のようなものとも思います。このため、費用が必ずしも必須の項目ではないように思われますが、全般として、まだ業務規程の変更がどういう粒度になるのかは今後の議論に委ねられており、これまで特に民放連から心配の声も出ていたということも踏まえると、業務規程や費用を総合的にどういう形で必須のトリガーを設けていくかが重要。（落合構成員 第5回）

# (参考) 令和6年に実施する検証会議(仮)の想定スケジュール

## NHK令和7年度予算に係る検証会議(仮)の想定スケジュール(※1)

※1 令和6年度予算編成スケジュールを参考に作成



※2 初回の業務規程の届出の期限の日は、改正放送法附則第4条の政令において定める日。  
 ※3 業務規程が改正放送法第20条の4第2項各号いずれかに適合しないことが明らかであるとき。